

岩手県既製洋服製造業最低工賃改正の必要性等について

【1. 家内労働部会及び最低工賃専門部会】

(家内労働部会)

- ・地方労働審議会から付託された事項を調査・審議する部会。
- ・家内労働施策全般（委託契約、安全対策、最低工賃等）について調査・審議を行い、地方労働審議会へ報告する。
- ・家内労働部会は直近では令和元年度に開催。

(最低工賃専門部会)

- ・家内労働法第21条に基づき設置される部会で、労働局長から諮問された最低工賃の決定・改正・廃止について調査・審議を行う。

【2. 最低工賃改正の必要性】

最低工賃は、初級熟練者が標準的な作業条件と作業速度をもって作業したときの作業能率により定めることとされている（標準能率）

しかし、初級熟練者の標準能率を求めるることは、現実的には困難であることから、令和2年度に開催された最低工賃専門部会において、次の手法で最低工賃の目安額を設定することが承認された（令和2年度岩手地方労働審議会了承）

「最低工賃の目安額を定め、相当数の家内労働者が適用になる品目、工程、規格に見直す。」

目安額は、本省が実施している最新の家内労働実態調査に地域間格差を乗じ初級熟練者の作業能率（標準能率）を勘案して定める（具体的な目安額の定め方は別紙のとおり）。

品目、工程、規格は、地方局で実施している家内労働実態調査により、設定している品目、工程、規格に相当数の家内労働者が適用しているかを確認し必要な見直しを行う。

令和2年度以降も同様の考え方が引き継がれており、直近では令和6年度に「岩手県電気機械器具製造業最低工賃」が、こうのような考え方に基づき改正された。

今年度は、第15次最低工賃改正3か年計画の初年度で、「岩手県既製洋服製造業最低工賃」の改正を予定しているところであるが、今回も同様の考え方に基づき検討し、改正の必要性ありと判断したものである。

なお、品目、工程、規格等が適当であるかについては、現在、実態調査等により分析、検討中である。

【別紙】

○最新の家内労働実態調査結果（令和5年調査）

- ・繊維製品 545円/時

○最新の毎月勤労統計調査結果（令和6年地方調査）の事業所規模

30人以上、調査産業計、所定内給与

- ・全国 290,654円
- ・岩手 241,607円

241,607/290,654=83.125
83.12（小数点第3位以下切捨て）

○最低工賃目安額

- ・既製洋服最低工賃

$$545\text{円/時} \times 83.12\% \times 80\% \text{（標準能率）} = 362.40\text{円/時}$$

初級熟練者の作業能率（標準能率）は、岩手県最低工賃専門部会で独自に設定

○推計による岩手県工賃目安時給（令和2年度岩手地方労働審議会了承）

岩手	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	上昇率
繊維製品		410円/時		453円/時	10.48%
電気機械器具	441円/時		476円/時		7.93%

○推計による岩手県最低工賃目安時給（令和2年度岩手地方労働審議会了承）

岩手	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	上昇率
繊維製品		341円/時		363円/時	6.45%
電気機械器具	367円/時		381円/時		3.81%

家内労働法及び最低工賃について

家内労働法

(目的)

第1条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もって家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。

(定義)

第2条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託すること。

二 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。

3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託をするものをいう。

4 ~ 6 省略

第8条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るために必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を設定することができる。

2 省略

(最低工賃の改正等)

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をることができる。

【要件】 次の要件のいずれかに合致するものから優先的に改正を行う。

（最低工賃決定の手引き（令和2年3月） 厚生労働省雇用環境・均等局）

1 前回の改正から3年以上経過しているもの

- 2 継続性のある業種で、家内労働者数が300人以上存在するもの
- 3 他地域との関連性が強い業種
- 4 管内の主要業種に関連するもの
- 5 工賃が低廉な業種

【計画的な改正】

第13次最低工賃新設・改正計画（令和元年～3年）の方針

最低工賃については、実効性の確保を図るため、原則として3年をめどに実態を把握し、見直しを行うこと。

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとすること。

（専門部会等）

第21条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

地方労働審議会令

第7条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

岩手地方労働審議会運営規程

第11条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決したときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項について、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第14条 1～2 省略

3 最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの、関係使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3名とする。

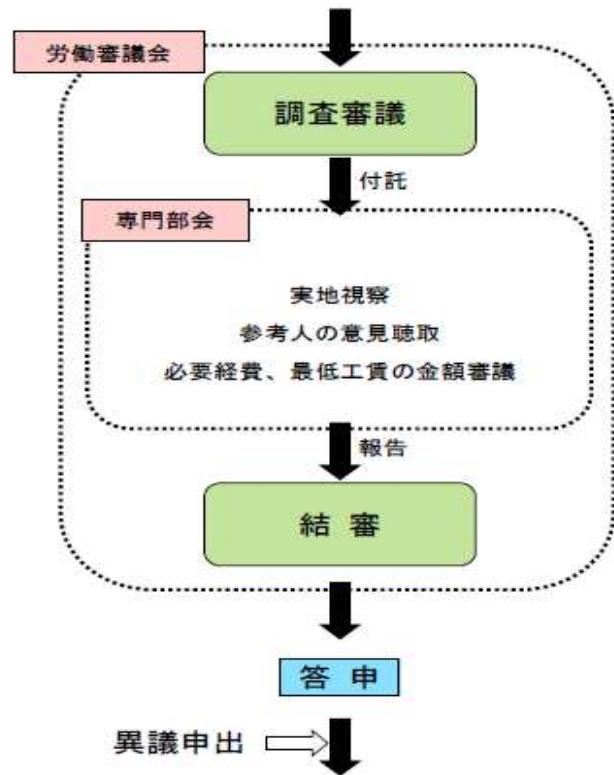
岩手地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程

第2条 最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表するもの及び関係委託者を代表するもののうち、少なくともそれぞれ1人は、岩手地方労働審議会の委員（以下「本審の委員」という。）をもって充てる。
また、公益を代表するものについては、全て本審の委員をもって充てる。

最低工賃改正の流れ

都道府県労働局長
実態調査
(改正の要件、工賃の実態について確認)

諮詢



都道府県労働局長

改定額の決定

(改正の実施)

決定の公示

(30日間)

発効

第1表 家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数及び委託者数の推移

区分	昭和45年	48年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年	3年	4年	5年	6年	
家内労働従事者数 (対前年比率)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	2,017,100	2,041,200	1,725,700	1,415,500	1,223,200	951,800	576,701	347,084	216,625	141,131	114,655	108,539	100,462	98,339	98,035	91,266	
		(0.2%)	(△ 5.9%)	(△ 1.9%)	(△ 3.2%)	(△ 6.0%)	(△ 12.3%)	(△ 9.2%)	(△ 4.4%)	(△ 7.1%)	(△ 2.1%)	(0.2%)	(△ 7.4%)	(△ 9.4%)	(△ 2.4%)	(△ 6.9%)	
家内労働者数 (対前年比率)	1,811,200	1,844,400	1,563,700	1,313,900	1,149,000	903,400	549,585	331,831	207,142	136,289	111,038	105,301	97,122	95,108	94,262	88,332	
		(0.2%)	(△ 5.5%)	(△ 2.1%)	(△ 3.2%)	(△ 5.7%)	(△ 12.3%)	(△ 9.1%)	(△ 4.2%)	(△ 6.1%)	(△ 1.8%)	(0.2%)	(△ 7.8%)	(△ 9.7%)	(△ 2.9%)	(△ 6.3%)	
性別	男性	139,500	136,600	125,200	101,900	78,100	58,500	36,443	23,888	18,758	13,191	11,840	11,220	11,146	11,141	10,397	10,020
		[7.7%]	[7.4%]	[8.0%]	[7.8%]	[6.8%]	[6.5%]	[6.6%]	[7.2%]	[9.1%]	[9.7%]	[10.7%]	[10.7%]	[11.5%]	[11.7%]	[11.0%]	[11.3%]
	女性	1,671,700	1,707,800	1,438,500	1,212,000	1,070,900	844,800	513,142	307,943	188,384	123,098	99,198	94,081	85,976	83,967	83,865	78,312
		[92.3%]	[92.6%]	[92.0%]	[92.2%]	[93.2%]	[93.5%]	[93.4%]	[92.8%]	[90.9%]	[90.3%]	[89.3%]	[89.3%]	[88.5%]	[88.3%]	[89.0%]	[88.7%]
	専業	171,000	171,000	134,800	101,400	76,200	50,400	31,848	16,914	10,813	5,900	5,343	4,905	4,512	4,308	4,232	3,058
		[9.4%]	[9.3%]	[8.6%]	[7.7%]	[6.6%]	[5.6%]	[5.8%]	[5.1%]	[5.2%]	[4.3%]	[4.8%]	[4.7%]	[4.6%]	[4.5%]	[4.5%]	[3.5%]
	内職	1,597,200	1,633,600	1,393,800	1,189,500	1,058,500	843,500	512,900	311,835	193,778	129,577	104,929	99,244	91,508	89,278	88,523	82,997
		[88.2%]	[88.6%]	[89.1%]	[90.5%]	[92.1%]	[93.4%]	[93.3%]	[94.0%]	[93.6%]	[95.1%]	[94.5%]	[94.2%]	[94.2%]	[93.9%]	[93.9%]	[94.0%]
	副業	43,000	39,800	35,100	23,000	14,300	9,400	4,837	3,082	2,551	812	766	1,152	1,102	1,522	1,507	2,277
		[2.4%]	[2.2%]	[2.2%]	[1.8%]	[1.2%]	[1.0%]	[0.9%]	[0.9%]	[1.2%]	[0.6%]	[0.7%]	[1.1%]	[1.1%]	[1.6%]	[1.6%]	[2.6%]
補助者数		205,900	196,800	162,000	101,600	74,200	48,400	27,116	15,253	9,483	4,842	3,617	3,238	3,340	3,231	3,773	2,934
委託者数		113,100	110,900	106,100	90,100	80,600	59,800	38,538	24,116	15,010	10,447	7,760	7,500	7,139	7,017	6,869	6,481

注1：「家内労働従事者数」は、「家内労働者数」と「補助者数」の合計をいう。

注2：[]は、性及び類型別の構成比である。

注3：昭和45年から平成2年までの数値は下2桁で四捨五入してあるため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。

第3表 都道府県別家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

都道府県	家内労働			委託者数	代理人数
	従事者数	家内労働者数	補助者数		
全 国	人	人	人		人
北 海 道	91,266	88,332	2,934	6,481	365
青 森 県	847	828	19	78	0
岩 手 県	713	710	3	62	0
岩 手 県	1,024	1,011	13	96	2
宮 城 県	907	889	18	96	0
秋 田 県	1,141	1,108	33	117	0
山 形 県	1,465	1,439	26	145	2
福 島 県	1,681	1,660	21	155	14
茨 城 県	1,966	1,942	24	139	31
栃 木 県	784	763	21	86	1
群 馬 県	3,555	3,273	282	209	9
埼 玉 県	4,030	3,954	76	279	14
千 葉 県	1,683	1,635	48	124	2
東 京 都	8,037	7,833	204	743	4
神 奈 川 県	1,268	1,256	12	74	2
新 潟 県	2,423	2,319	104	190	4
富 山 県	1,055	1,006	49	104	27
石 川 県	1,421	1,380	41	134	0
福 井 県	1,326	1,295	31	138	1
山 梨 県	1,326	1,299	27	158	0
長 野 県	3,030	2,959	71	211	0
岐 阜 県	1,883	1,732	151	147	1
静 岡 県	5,794	5,628	166	253	71
愛 知 県	6,735	6,482	253	342	25
三 重 県	2,675	2,556	119	120	0
滋 賀 県	3,058	3,016	42	166	5
京 都 府	2,931	2,869	62	181	6
大 阪 府	6,342	6,144	198	376	38
兵 庫 県	3,366	3,073	293	166	3
奈 良 県	1,934	1,882	52	143	10
和 山 県	637	490	147	33	14
鳥 取 県	883	869	14	82	5
島 根 県	636	614	22	85	4
岡 山 県	2,570	2,504	66	129	1
広 島 県	1,832	1,781	51	120	31
山 口 県	889	887	2	73	3
徳 島 県	503	499	4	40	18
香 川 県	1,058	1,016	42	90	11
愛 媛 県	1,950	1,922	28	117	0
高 知 県	520	506	14	34	3
福 岡 県	1344	1319	25	100	0
佐 賀 県	795	782	13	81	0
長 崎 県	177	177	0	27	0
熊 本 県	1,000	988	12	92	0
大 分 県	413	411	2	24	0
宮 崎 県	842	818	24	61	2
鹿児島県	590	581	9	42	1
沖 縄 県	227	227	0	19	0

家内労働の現状について

岩手の家内労働者数等は漸減傾向が続いている、直近5年間の推移は下表のとおりである。

令和7年度の家内労働者数等の状況は、委託者数92社、家内労働者数898人となっており、令和6年度に比べると委託者で4社、家内労働者で113人の減少となっている。

令和7年度の委託者及び家内労働者のうち、繊維工業の委託者が46社、家内労働者は365人、電気機械器具製造業の委託者が25社、家内労働者は274人となっており、この2業種で委託者数及び家内労働者数とも全体の7割強を占めている。

なお、令和7年度に何らかの危害防止措置を必要とする家内労働者は91人となっており、その内81人が家庭用を含む動力ミシンを使用する縫製作業従事者、3人が革靴の接着作業従事者、7人が打ち具等を使用する金属加工等作業従事者となっている。

	委託者数	家内労働者数	危険有害業務
令和3年度	96	1071	85
令和4年度	98	1040	87
令和5年度	102	1095	118
令和6年度	96	1011	100
令和7年度	92	898	91

家内労働対策については、例年4月に実施している委託状況届の提出勧奨の折に（家内労働法第26条）各種パンフレット等（「家内労働のしあり」「災害防止対策ガイドブック」「家内労働に関する安全衛生のポイント」「岩手県の最低工賃」等）を委託者に送付し、適正な家内労働契約の締結、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃の周知、安全衛生措置の徹底、法改正の周知等を図っているところであり、令和7年度も家内労働者についての陳情、投書、相談、災害等の報告や情報は寄せられておらず、特段懸念すべき問題も想定されていないことから、今のところ家内労働部会の開催は予定していない。

様式第1号

令和7年度家内労働概況調査票A

岩手 労働局

業種 (産業分類番号(中分類))	委託者数			代理 人数	家内労働者数					補助者数							
	計	製造・販 売業者	請負 業者		計	性別		類型別			計	性別		類型別			
						男	女	専業	内職	副業		男	女	専業	内職	副業	
食料品製造業 (E9,10)	1		1		3	2	1			3							
繊維工業 (E11)	46	11	35	1	365	11	354			363	2						
木材・木製品・家具・装備品製造業 (E12,13)																	
紙・紙加工品製造業 (E14)																	
印刷・同関連及び出版業 (E15,G41)	2	2			16		16			16							
ゴム製品製造業 (E19)	2	1	1		34	4	30			34							
皮革製品製造業 (E20)	4		4		35	4	31			33	2						
窯業・土石製品製造業 (E21)																	
金属製品製造業 (E24)	4	1	3		13		13			13							
電子部品・デバイス製造業 (E28)	9	5	4		165	60	105	8	152	5							
電気機械器具製造業 (E29)	5		5		46	5	41			46							
情報通信機械器具製造業 (E30)	2	1	1		5	2	3			5							
機械器具等製造業 (E16,22,23,25,26,27,31)	5	3	2		58	7	51	1	57			7	5	2	3	4	
その他(雑貨等) (E18,32)	12	6	6	1	158	11	147			158		1		1		1	
合計	92	30	62	2	898	106	792	9	880	9		8	5	3	3	4	

岩手県の最低工賃

「既製洋服製造業」 「電気機械器具製造業」

委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、営業所に帳簿を備え付けなければなりません。

- 上記の該当業種で次頁以降に掲げる業務を家内労働者に委託する場合は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません(家内労働法第14条)。
- 工賃は、原則として通貨でその全額を支払わなければなりません。ただし、家内労働者の同意がある場合は、郵便為替の交付、家内労働者の預金口座又は貯金口座への振込みにより支払うことができます。
工賃は、家内労働者から物品を受領した日から1か月以内、毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その日から1か月以内に支払わなければなりません(家内労働法第6条)。
- 委託者は、家内労働者と新しく委託契約を結んだときは、家内労働者に家内労働手帳を交付し、業務を委託したり物品を受領した都度、家内労働手帳に次の事項を記入しなければなりません(家内労働法第3条)。
 - 新しく委託契約を結んだとき(基本委託条件の通知) 家内労働者の氏名・住所、委託者の氏名、営業所の名称・所在地、工賃の支払方法、物品の受渡し場所、不良品の取扱いに関する定めなど
 - 業務を委託した都度(注文伝票) 委託年月日、品名及び委託業務の内容、納入させる物品の数量、工賃単価、納品の時期、工賃支払期日など
 - 物品を受領した都度(受入伝票) 受領年月日、品名、受領した物品の数量、工賃単価、工賃支払額、製品の受領印など
- 委託者は、家内労働者ごとに、氏名や委託条件のほか、次の事項を記入した帳簿を営業所に備え付けておかなければなりません。この帳簿は、最後に記入した日から5年間保存しなければなりません(家内労働法第27条)。
 - 業務を委託した都度 委託年月日、委託業務の内容、納入させる物品の数量、工賃単価、納品の時期、工賃支払期日
 - 物品を受領した都度 受領年月日、受領した物品の数量
 - 工賃支払の都度 支払年月日、支払工賃総額など
- 特定業務委託事業者が、業務委託(6か月以上のもの)を中途解除する場合は、原則として中途解除日の30日前までに特定受託事業者に予告しなければなりません(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第16条)。

委託状況届・家内労働死傷病届を労働基準監督署に忘れずに提出しましょう

1 委託状況届の提出

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合は遅滞なく、それ以降は毎年4月1日現在の状況を4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければなりません(家内労働法第26条)。

2 家内労働死傷病届の提出

委託者は、委託した業務のため、家内労働者又は補助者がけがや病気で4日以上休業した場合や死亡した場合には、家内労働死傷病届を労働基準監督署に遅滞なく提出しなければなりません(家内労働法第26条)。

委託業務によるけがや健康障害を防止するため必要な措置をとりましょう

委託者は、委託業務に関して機械器具又は原材料などを家内労働者に譲渡、貸与又は提供する場合には、これらによるけがや健康障害を防止するため、次のような措置を講じなければなりません(家内労働法第17条)。

【措置事例】

- プレス機械などに安全装置を取り付けること。
- 機械の回転軸、バフ盤などに覆い・囲いを取り付けること。
- 業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を記載した「作業心得」などの書面を家内労働者に交付すること。
- 有機溶剤、有機溶剤を含んだ絵具・接着剤、鉛化合物を含んだ絵具・釉薬については、漏れたり発散するおそれのない容器を使用し、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を表示すること。

詳しいことは下記へお問い合わせ下さい

岩手労働局 労働基準部 賃金室 019-604-3008

盛岡労働基準監督署

019-604-2530

一関労働基準監督署

0191-23-4125

宮古労働基準監督署

0193-62-6455

大船渡労働基準監督署

0192-26-5231

釜石労働基準監督署

0193-23-0651

二戸労働基準監督署

0195-23-4131

花巻労働基準監督署

0198-23-5231

岩手県既製洋服製造業最低工賃

1 適用する家内労働者 岩手県の区域内で女子・男子既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 女子既製洋服製造業に係るまとめの業務

次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工程	規格	金額			
		単位	ワンピース 又は ブラウス	ジャケット 又は コート	スカート 又は スラックス
千鳥がけ	長さが3cm間に6個以上	1か所につき	10円	11円	10円
星入れ	長さが3cm間に3針以上	10cmにつき	16円	16円	
まつり	長さが3cm間に4針以上	10cmにつき	10円	10円	9円
スナップ付け	スナップの大きさ共通	1組につき	23円	23円	23円
かぎホック付け	前かん、大きさ共通	1組につき	21円	21円	21円
	スプリングホック、大きさ共通	1組につき	23円	23円	23円
玉縁ボタンホール	見返しまつり3.5cm以内	1個につき	15円	15円	
かんぬき止め	スリット、箱ポケット	1か所につき	7円		
ボタン付け	根巻きなし	1個につき	8円	11円	7円
	根巻きあり	1個につき	10円	12円	9円
	力ボタン付き、根巻きあり	1個につき	12円	13円	12円
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ共通	1か所につき	6円	6円	6円
ペント止め	×印しつけ止め	1か所につき	8円	8円	8円
セッパ止め	3針以上	1か所につき	4円	4円	4円
腰裏タッキング止め	3針以上	1か所につき			5円
プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	8円	8円	8円
肩パット付け	3か所以上、ループ止め	1組につき	31円	31円	
糸くず取り		1枚につき	25円	25円	17円

(2) 男子既製洋服製造業に係るまとめの業務

次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工 程	規 格	金 額			
		単 位	背広上衣 又は ジャケット	コート	スラックス
上襟付けまつり	針目が 3 cm 間隔に 6 針以上	1 枚(30 cm)につき	42 円		
そで付け裏まつり	針目が 3 cm 間隔に 9 針以上	1 枚(60 cm × 2)につき	176 円		
前裏すそまつり	針目が 3 cm 間隔に 5 針以上	1 枚(30 cm × 2)につき	65 円		
見返し 7mm 星入れ	針目が 3 cm 間隔に 4 針以上	1 枚(45 cm × 2)につき	101 円		
そで口裏まつり	針目が 3 cm 間隔に 9 針以上	1 枚(32 cm × 2)につき	75 円		
背裏鎖止め	鎖糸ループの長さ 1 cm	1 枚につき	15 円	19 円	
ペントまつり	針目が 3 cm 間隔に 6 針以上	10 cm につき	20 円	25 円	
ペント止め	2 本糸で × 印しつけ止め	1 か所につき	10 円	9 円	
ボタン付け	大・中ボタン(4 つ穴)、糸足つき根巻き あり	1 個につき		16 円	
	中ボタン(4 つ穴)、根巻きあり	1 個につき	12 円		
	小ボタン(4 つ穴)、根巻きなし	1 個につき	10 円	14 円	
	小ボタン、糸足つき根巻きあり	1 個につき			12 円
腰裏タッキング止め	3 針以上	1 か所につき			3 円
腰裏後端まつり	針目が 3 cm 間隔に 10 針以上	1 本につき			11 円
前立てまつり	針目が 3 cm 間隔に 6 針以上	1 本につき			14 円
天ぐ裏まつり		1 本につき			14 円
シックまつり		1 本につき			26 円
小またちどり		1 本につき			16 円
内またちどり		1 本につき			20 円
尻縫目ちどり		1 本につき			15 円
糸くず取り		1 枚につき	32 円	92 円	29 円

発効年月日 令和 4 年 6 月 1 日

岩手県電気機械器具製造業最低工賃

1 適用する家内労働者 岩手県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
電子部品(印刷回路基板に用いるものに限る。)	リード線の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき 54 銭
	リード線の切り	2本のリード線について行うもの	1個につき 60 銭
	コイルの巻線(巻線機を使用するものに限る。)	ボビン径が30ミリメートル以内、線径が0.8ミリメートル以下の導線で、かつ、巻数25回以下のもの	1個につき 2円60銭
	コイルのからげ	線径0.05ミリメートル以上0.2ミリメートル以下の導線を、端子2本にそれぞれ2回以上からげるもの	1個につき 1円90銭
	コンデンサーの外観検査	素地のキズ、汚れ、リード線の曲がりの検査をバラ状で行うもの	1個につき 8銭
ワイヤーハーネス	コネクター端子差し(電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)	自動車用で、電線の長さが2メートル以下のもの	1端子につき 37銭
		自動車用以外のもので、電線の長さが2メートル以下のもの	1端子につき 32銭
	チューブ通し(電線の被覆を保護するため電線を丸チューブに通し入れることをいう。)	自動車用で、チューブの長さが50センチメートル以下のもの	チューブ1本につき 60銭
		自動車用以外のもので、チューブの長さが50センチメートル以下のもの	チューブ1本につき 51銭
トランス	手作業によるコア詰め (E・Iコアを詰め込むものに限る。)	長さが35ミリメートル以上48ミリメートル以下で、かつ、厚みが0.5ミリメートルのコアを25枚以上35枚以下の枚数詰め込むもの	1個につき 12円67銭

発効年月日 令和7年6月1日